

学外研究員の受入れに関する達

(目的)

第1条 この達は、産業医科大学（以下「本学」という。）における学外研究員（共同研究の実施に伴い受け入れる学外の研究員を除く。）の受入れに関する取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において「学外研究員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 派遣研究員 企業、病院、大学等の学外機関に所属し、研究技術の向上等を目的に当該学外機関から本学へ派遣され、受入先の本学の教育職員から指導・教授を受ける者（産業医科大学受託研究取扱規程（平成18年規程第25号）第4条第4項に規定する受託研究に伴い受け入れる者を含む。）

(2) 訪問研究員 企業、病院、大学等の学外機関に所属し、受入先の本学の教育職員とともに、特定の研究を実施する者で、所属機関から本学における活動を認められている者、独立行政法人日本学術振興会において特別研究員に採用された者若しくは海外特別研究員に採用された者又は学長が特に認めた者

(受入れ申請)

第3条 学外研究員を受け入れようとする者は、学外研究員受入申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」という。）を経て、学長に提出するものとする。

2 前項の申請については、知的財産本部の意見を聴き、学長が許可する。

(受入れ契約)

第4条 派遣研究員の受入れが許可されたときは、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）は、派遣研究員を派遣依頼した学外機関（以下「派遣機関」という。）の長との間で、受入れに関する期間、費用、研究成果の権利持分等に関する契約を締結するものとする。

第5条 訪問研究員の受入れが許可されたときは、第3条に規定する書類のほか、必要に応じて学校法人及び当該訪問研究員、又は学校法人、当該訪問研究員及び当該訪問研究員の所属機関の長との間で、研究成果に対する権利持分等に関する契約を締結するものとする。

(受入れ費用)

第6条 派遣研究員の受入れが許可されたときは、派遣機関は、派遣研究員1人につき月額45,000円（日割り計算はしない。）の研究指導料を納付しなければならない。

- 2 前項の研究指導料は、派遣契約の定める期間の前に納付しなければならない。
- 3 受託研究に伴い派遣研究員を受け入れるときは、第1項に規定する研究指導料は、受託研究に係る直接経費及び間接経費とは別に納付するものとする。
- 4 派遣研究員の受入れが中止となったときは、既に納入された研究指導料は、返還しないものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、派遣研究員の受入れの中止の理由が、本学にその責があると学長が認めるときは、受入れが中止となった期間に相当する研究指導料（日割り計算はしない。）を派遣機関に返還することができる。

（受入期間）

第7条 派遣研究員の受入期間は、第4条に規定する契約の期間とし、訪問研究員については1年以内とする。

- 2 前項に定める受入期間は、学長が必要と認めた場合は、申請に基づき延長することができる。

（研究期間の延長）

第8条 学外研究員が受入期間を延長しようとするときは、研究期間（延長・変更）願（様式第2号）を学長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、派遣研究員の受入期間の延長が承認されたときは、第4条に規定する契約について更新の契約を締結するものとする。

（報酬等）

第9条 学外研究員には、報酬及び旅費を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、訪問研究員が国又は独立行政法人日本学術振興会から受けた科学研究費助成事業により、研究を推進し、又はこれに協力するため国内外を旅行する必要がある場合は、学校法人は、当該訪問研究員に旅行を依頼し、旅費を支給することができる。
- 3 前項の規定により、訪問研究員が国内外を旅行するときは、法令に特段の定めがある場合を除き、学校法人産業医科大学内国旅費規程（昭和53年規程第5号。以下「内国旅費規程」という。第3条、第16条、第18条、第19条、第20条及び第22条の規定を除く。）、近距離旅行取扱いに関する件（昭和54年内達第7号）及び学校法人産業医科大学外国旅費規程（昭和53年規程第6号）の規定を準用し、旅費を支給することができる。この場合において「旅行命令」とあるのは「旅行依頼」と、「旅行命令者」とあるのは「旅行依頼者」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の場合において、旅行依頼者は学長とする。
- 5 訪問研究員の内国旅費規程の別表2に定める等級については、旅行の依頼を受けた訪問研究員の

学識、経験、年齢、社会的地位等を考慮して、学長が別に定めることができる。

(施設の利用)

第10条 学外研究員は、学校法人の施設、備品等を研究に必要な範囲内において、利用することができる。

2 学外研究員が学校法人の施設、備品等を利用するときに必要な消耗品等の経費は、学外研究員の負担とする。

3 施設、備品等の利用に当たっては、本学内の取決めにより利用者が負担することとなっている経費は、学外研究員の負担とする。

(損害の賠償)

第11条 学外研究員は、その責めに帰すべき事由により建物又は設備若しくは備品を滅失し、又は棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(受入れの取消)

第12条 学外研究員を、本学で研修又は研究をするにふさわしくないと受入先講座等の所属長が認めるときは、その意見に基づき、学長は受入れを取消することができる。

(身分の証明)

第13条 学外研究員には、本学での研究に必要な範囲において、身分を証明するものを交付するものとする。

(諸規則の遵守義務)

第14条 学外研究員の本学における活動は、学校法人において定められた諸規則を遵守しなければならない。

2 学外研究員が、本学における研究により発明、成果有体物、著作物等の知的財産の創出に関わったときの当該知的財産の取扱いは、契約等による特段の取決めがない限り、産業医科大学知的財産管理規程（平成18年規程第10号）、産業医科大学成果有体物取扱規程（平成18年規程第13号）及び産業医科大学著作権取扱規程（平成18年規程第14号）による。

(必要な事項の定め)

第15条 この達に定めるもののほか、必要な事項は、学長が理事長と協議して定める。

附 則

1 この達は、平成18年4月1日から施行する。

2 訪問研究員受入に関する件（昭和55年内達第7号）は廃止する。

3 この達の施行の際、現に存する廃止前の訪問研究員受入に関する件（以下「旧達」という。）の

規定による訪問研究員及び旧達の規定により受入れが許可されている者（以下「旧達による訪問研究員」という。）は、旧達の規定により受入れが許可された期間及びこの達の施行日前に研究期間の延長が許可された当該延長期間については、なお従前の例による。この場合において、旧達による訪問研究員は当該期間を延長することができない。

附 則（平成24年3月5日内達第4号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号